平成２９年（フ）第５９８号
神戸市東灘区御影山手２丁目14番２―102号
破産者　瀬戸﨑明美
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
和歌山市和田88番地１　アドペラーレ101、開始決定時の住所和歌山市井戸266番地22
破産者　川合　祐二
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６０号
北海道旭川市永山４条16丁目４番11号
破産者　藤田　　清
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８０号
北海道旭川市神楽１条10丁目４番５号
破産者　星野　基秀
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８１４号
横浜市都筑区仲町台５丁目５番１―415号
破産者　菊池　　新
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００７号
神奈川県藤沢市本藤沢５丁目10番33号
破産者　武田　一夫
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６７号
川崎市麻生区高石４丁目21番11―107号
破産者　風間　葉子（旧姓渕上）
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５１２号
川崎市中原区上小田中２丁目39番８号　101
破産者　蒲倉　陽香
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２９号
川崎市川崎区小川町18番地８　ルネ川崎804、前住所川崎市川崎区小川町13番地５　エクセリア川崎小川町　1004
破産者　田島　浩幸
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
鳥取県西伯郡大山町御来屋101番地　御来屋団地７号
破産者　加納　愼也
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２８号
鳥取県西伯郡大山町國信398番地
破産者　堀　　康博
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第２９号
鳥取県西伯郡大山町國信398番地
破産者　堀　美惠子
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第５２８２号
大阪市淀川区西宮原１丁目８番14号
破産者　株式会社タイムクリエイション
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
神戸市垂水区下畑町字小坂85番５
破産者　有限会社西永
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７０号
最後の住所　大阪府羽曳野市向野３丁目15番１号
破産者　被相続人亡𠮷畑政巳相続財産
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
神戸市北区星和台１丁目12番地の10
破産者　長井　孝弘
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
北海道斜里郡斜里町字以久科南186番地４
破産者　有限会社石田精肉店
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
三重県津市芸濃町小野平626番地
破産者　近澤　正秋
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０２号
三重県津市香良洲町6301番地３　コーポヨシムラ　101号
破産者　長谷川成生
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係